

第三期特定健康診査等実施計画

ウラベ健康保険組合

I 達成目標

1 診査の実施に係る目標

2023 年度における特定健康診査の実施率を 90%とする。

この目標を達成するために、2018 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	‘18 年度	‘19 年度	‘20 年度	‘21 年度	‘22 年度	‘23 年度
被保険者	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5
被扶養者	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
被保険者+ 被扶養者	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

2023 年度における特定保健指導の実施率を 55%とする。

この目標を達成するために、令和 3 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（被保険者+被扶養者） (人)

	‘18 年度	‘19 年度	‘20 年度	‘21 年度	‘22 年度	‘23 年度
対象者	260	270	280	290	300	310
実施率(%)	14.0	25.0	30.0	40.0	47.0	55.0
実施者数	36	68	84	116	141	171

保健指導については委託健診機関並びに委託外注先で行う。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	‘18年度	‘19年度	‘20年度	‘21年度	‘22年度	‘23年度
対象者	850	890	930	970	1,010	1,050
実施率(%)	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5
実施者数	829	868	907	946	985	1,024

被扶養者 (人)

	‘18年度	‘19年度	‘20年度	‘21年度	‘22年度	‘23年度
対象者	400	420	440	460	480	500
実施率(%)	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
実施者数	300	315	330	345	360	375

被保険者+被扶養者 (人)

	‘18年度	‘19年度	‘20年度	‘21年度	‘22年度	‘23年度
対象者	1,250	1,310	1,370	1,430	1,490	1,550
実施率(%)	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
実施者数	1,129	1,183	1,237	1,291	1,345	1,399

② 特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者 (人)

	‘18年度	‘19年度	‘20年度	‘21年度	‘22年度	‘23年度
対象者	260	270	280	290	300	310
実施率(%)	14.0	25.0	30.0	40.0	47.0	55.0
実施者数	36	68	84	116	141	171

III 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健診は、委託健診機関で行う。

特定保健指導は委託健診機関及び委託外注先にて行う。

2 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3 実施時期

実施時期は、通年とする。

4 委託の有無

① 特定健診

委託健診機関にて健診を行う。被保険者・被扶養者が委託健診機関での受診が困難である場合は、保険者を通じて被保険者・被扶養者が利用しやすい健診機関と契約を結び、受診が可能となるよう措置する。

② 特定保健指導

委託健診機関にて保健指導を行う。被保険者・被扶養者が委託健診機関での保健指導が困難である場合は、被保険者・被扶養者が利用しやすい健診機関と契約を結び、保健指導が可能となるよう措置する。

また、委託外注先でも行う。

5 受診方法

原則、被保険者・被扶養者が委託健診機関での受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。

遠隔地の場合は、当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診対象者に対し健診を被保険者・被扶養者の利用しやすい健診機関で受診させその費用を補助する。

該当被保険者・被扶養者は、委託健診機関等で健診を行い、特定保健指導を受ける。

6 周知・案内方法

当健保組合から事業所経由で健診案内を配付し周知する。

7 健診データの受領方法

健診のデータは、委託健診機関から電子データを随時（又は月単位）で受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面から、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、ウラベ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・特定保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当組合、事務長に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等の実施計画の公表・周知

各事業所に送付するとともに、ホームページに記載する等して周知する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、健康管理委員会において見直しを検討する。

また、2021年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他、必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。